平成２１年（フ）第６４２号
茨城県ひたちなか市大字稲田1166番地の119
債務者　杉山　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
埼玉県熊谷市曙町５丁目32番地　コーポブランジュール202号
債務者　野口　安雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２００号
北海道夕張郡栗山町朝日４丁目９番地２　朝日ハートフルプレイス201
債務者　寺嶋　敏幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　三夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３５９号
長野市大字北尾張部479番地７宮南ハイツ11号、前住所長野市大字石渡398番地９
債務者　弓田　髙弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
長野市大字北尾張部479番地７宮南ハイツ11号、前住所長野市大字石渡398番地９
債務者　弓田　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２００号
名古屋市昭和区吹上町２丁目12番地
債務者　佐野　由明
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞下　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０８８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地12―403
債務者　松本　吾朗
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８７号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町10番地10
債務者　西野　正敏
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５２９号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目６番地の20湘南台サンハイツ102
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９４号
横浜市都筑区川和町2598番地３
債務者　横澤　憲一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８号
島根県出雲市大津町2536番地１
債務者　安食　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺田　憲三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９５号
北海道北見市北進町４丁目２番21号　ハイムホクシン103号
債務者　黒崎　順司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２０年（フ）第１７２号
山形県南陽市赤湯2346番地
債務者　赤城　健一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８１号
山形県南陽市赤湯253番地の８
債務者　須貝　博之
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１０１号
千葉県君津市南子安４丁目23番10号　101
債務者　武下　智恵
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４３号
千葉県木更津市真里谷173番地の２
債務者　松本　幸代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４７号
千葉県木更津市朝日１丁目６番15号
債務者　関根　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部